

議員報酬に係る都議会の対応と検討の方向性について

項目	根拠規定		都議会の対応	検討の方向性
議員報酬の支給	地自法 203条① 同条④	<p>①普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。</p> <p>④議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>	<p>【木下元議員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在職期間の臨時会、三定、常任委員会 は全て欠席 ・在職期間（7/23～11/22）の議員報酬を支給 <p>報酬月額 817,600円 ※11月は日割りで支給</p>	<p>○欠席等により議員報酬を減額する場合、条例で定める必要がある。</p>
	報酬条例4条	<ul style="list-style-type: none"> ・就職した日から退職又は失職したときはその日まで、死亡したときはその月の末日まで支給する。 		
期末手当の支給	地自法 203条③	<p>③普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。</p>	<p>【木下元議員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在職期間に応じて期末手当を支給（6割支給） <p>期末手当（12月期）1,155,882円</p>	<p>○欠席等により議員報酬を減額する場合、条例で定める必要がある。</p>
	報酬条例6条	<ul style="list-style-type: none"> ・六月一日及び十二月一日（これらの日を基準日という）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前一月以内に、退職、失職又は死亡した都議会議員についても、同様とする。 		